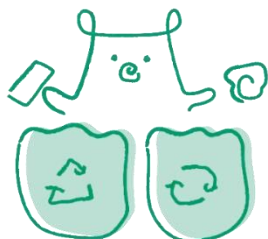




野々市市家庭用生ごみ処理機等 購入費補助金



家庭から出される生ごみの減量や堆肥化による循環型社会の構築のため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助します。

<h2>対象</h2>	<p>以下の要件を全て満たす方が対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所があり、かつ居住している方 ②処理機等を常に良好な状態で維持管理できる方 ③減量化または堆肥化した生ごみを適正に処理できる方
<h2>対象機器・基数</h2>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生ごみ処理機（1世帯につき1基まで） 機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器  (2) 生ごみ処理容器（1世帯につき2基まで） 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化するための容器  <p>※未使用の機器 ※申請時において購入した日から1年以内の機器 ※生ごみ処理機及び生ごみ処理容器をそれぞれ購入する場合は各1基まで ※ディスパーザー式は対象外</p>
<h2>補助金額</h2>	<p>生ごみ処理機等本体の購入費用(税込)の2分の1</p> <p>※生ごみ処理機は上限3万円、生ごみ処理容器は上限 3,000 円、100 円未満は切り捨て ※ポイントやクーポン等による割引額を除く ※別売りの付属品、設置に係る作業費用、促進剤、菌床、送料、振込手数料等は対象外</p>

■ 申請方法の詳細は次頁をご覧ください。

■ お問い合わせ・申請先

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 1階

市民生活課

電話：076-227-6052

Mail: shimin@city.nonoichi.lg.jp

野々市市ホームページ



申請から補助金受取までの流れ



STEP1

補助の対象となる生ごみ処理機等を購入する

- ・領収書、保証書(生ごみ処理機の場合)を保管しておいてください
- ・領収書と補助金申請者の氏名は同一にしてください

STEP2

申請書(第1号様式)に必要書類を添えて野々市市役所 市民生活課(⑤番窓口)へ提出する

※申請期限は、処理機等を購入した日から **1年以内**

添付書類

- 購入した生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の設置写真
- 領収書原本(購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、購入機器、購入金額(本体価格)が確認できるもの。他、振込による支払いの場合は振り込み証明書、カード払は利用明細書等。)
- 保証書の写し(生ごみ処理機の場合)
- 通帳の写し(金融機関、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)

提示書類

- マイナンバーカードや運転免許証等、住所が野々市市内であることが確認できる書類(郵送で申請する場合は写しを添付してください)

STEP3

指定した口座へ市から補助金が振り込まれる

- ・申請書類を審査し、補助金を交付することが決定しましたら「補助金交付決定及び額の確定通知書」により通知します
- ・申請書に記載した指定の口座に、市から補助金を振り込みます

注意事項

- ・審査の結果、不交付となる場合があります
- ・オークション、フリーマーケット等の個人取引や転売により購入したもの、生ごみ処理容器(コンポスト)を自作した場合の材料費は補助対象外となります
- ・予算額に達した場合は、申請受付を終了します